

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月20日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第12号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和25年佐賀県規則第66号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 略</p> <p>附則</p> <p>（指定事務所登録機関が事務所登録等事務を行う場合における規定の適用）</p> <p>第18条 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 略</p> <p><u>第4章 佐賀県建築士審査会の委員の定数（第19条）</u></p> <p>附則</p> <p>（指定事務所登録機関が事務所登録等事務を行う場合における規定の適用）</p> <p>第18条 略</p> <p><u>第4章 佐賀県建築士審査会の委員の定数</u></p> <p><u>第19条 法第28条の規定により設置する佐賀県建築士審査会の委員の定数は、7人以内とする。</u></p>

附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。